

小菅村のこどもと家庭の福祉・保健・医療

小菅村における、こどもと家庭に関するサービスについて紹介します。



1、母親と幼児の健康を守るための保健サービス

- (1) 母子健康手帳……妊娠がわかった時に、役場窓口で申請すれば交付される。妊娠出産及び育児に関する一貫した健康記録。《住民課》
- (2) 乳幼児健診……3～4ヶ月、9～10ヶ月、1歳6ヶ月、3歳児に対し、身体の発達や精神の発達をチェックする。《住民課》
- (3) 訪問指導・相談……保健師が訪問し、健康チェックや療育指導、育児に関する悩みの相談等をおこなう。また、電話・来庁での相談を随時おこなう。《住民課》
- (4) すこやか発達相談……乳幼児・児童・生徒の発達上の問題、及び子育てやしつけに関する悩み等の相談を随時おこなう。《住民課》
- (5) 各種教室……交流・仲間づくり・育児に関する学習の場として随時開催。
《教育委員会・住民課》
- (6) 絵本の読み聞かせ教室……図書室で司書が実施。《教育委員会》
- (7) ブックスタート事業……乳児検診時、保健師からメッセージを添えて、絵本2冊のセットを配布。《住民課》

2、経済的支援

- (1) 妊婦一般健康診査……妊娠中に計14回、健診を受けることができる。
(1回6,000円の補助) 《住民課》
- (2) 乳児一般健康診査……1歳未満の乳児が2回、無料で健診を受けることができる。
《住民課》
- (3) 出産祝金……1年以上本村に居住している者が出産し、出産後も新生児とともに本村に居住する場合に奨励金支給。《教育委員会》
第1子30,000円、第2子50,000円、第3子100,000円
- (4) 入学祝金……小学校入学時50,000円、中学校入学時100,000円の奨励金。《教育委員会》
- (5) 乳幼児・子ども医療助成制度……中学校修了までに子どもが病院にかかった時、保護者が支払った医療費を村が助成する。《住民課》
- (6) チャイルドシート購入助成金……チャイルドシート購入時の領収書を添えて申請すると、購入費の1/2以内で、限度額10,000円の助成。《総務課》
- (7) ひとり親家庭医療費助成制度……ひとり親の親及び児童に対し、医療費の一部を助成する制度。《住民課》

(8) やまなし子育て応援カード……18歳未満の子どもが3人いる家庭に交付。このカードを提示すれば、協賛店舗を利用する際サービスを受けられる。《住民課》

3、手当

- (1) 児童手当……中学校修了前までの子どもを養っている方に支給される。《住民課》
3歳未満および第3子以降は、月額15,000円、その他は月額10,000円。
- (2) 児童扶養手当……父親または母親と生計を共にしていない子どもを育てている、ひとり親家庭等に支給される。《住民課》
- (3) 特別児童扶養手当……中程度以上障害のある20歳未満の子どもを育てている親に支給される。《住民課》
- (4) 障害児福祉手当……重度の障害のある20歳未満の子どもを育てている親に支給される。《住民課》

4、小菅村保育所

入所対象年齢……2歳～5歳（2歳児については、条件あり）

開所時間……午前8時～午後5時（延長については相談により可能）

職員……所長1名、保育士2名、調理員1名

保育料……保護者の所得に応じて決定

《保育所・住民課》

5、その他

☆育児サークルすげっこくらぶ……村内で保育所入所前の子どもとその保護者が月に1度イベント等をとおして、交流・情報交換をおこなう。《教育委員会・住民課》

☆子育て支援“ありんこ”……すげっこくらぶの親子を対象に、園児との交流・お母さんたちの交流を目的とし、毎週火曜日に保育所において開設。遊具を利用した遊び・リズム遊び・創作活動等をおこなう。隔週に保健師による健康発達相談も実施。

《保育所・住民課》



詳しいお問い合わせは、《 》内の担当課へお願いいたします。

総務課・住民課・教育委員会（0428-87-0111）
保育所（0428-87-0314）